

2025年度自動運転実証実験実施業務委託仕様書

1 業務名

2025年度自動運転実証実験実施業務

2 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

3 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市役所（福山市東桜町3番5号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 本市が指定した場所

4 業務の目的

本業務は、国が掲げる「2027年度までに100地域での自動運転レベル4社会実装」の目標に基づき、本市においても同様に、2027年度までの自動運転レベル4の社会実装を見据え、実証実験を行うことで、その実現に必要な課題の抽出及びその解決方法を示すことや自動運転技術に対する社会受容性の向上を目的とする。

5 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり業務責任者を定め、その名前を本市に報告するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 業務責任者は、契約の解除に係る権限を除き、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領並びに業務関係者に関する措置請求について、この契約に基づく受託者の一切の権限を持つものとする。

6 業務内容

次の(1)～(6)に掲げる業務を実施すること。なお、業務の詳細については、本市と協議の上、決定すること。

(1) 実証実験の準備作業・本番運行

① 委託業務実施計画書の作成

次の内容を記載した実施計画を作成すること。

項目	運転者搭乗型の自動運転実証実験
概要	公道におけるレベル2による自動運転実証実験（運転席有人）
ルート	エフピコアリーナふくやま～福山駅前バス乗り場（往復） ※詳細は図1を参照
使用車両	バス型車両
走行期間	2025年12月～2026年2月の3か月間（60日以上）
走行頻度	6～7便/日

※実証実験の実施期間は協議により前後する可能性はあるが、期間が3か月、遅くとも2月末には終了とする。

※実証実験で使用する車両や自動運転システム、その他実証実験に必要な機材等は受注者が準備するものとする。

② 準備作業

地図作成など運行に必要な作業及び準備運行

③ 本番運行

(ア)(1) ①委託業務実施計画書に基づき、実証実験を実施すること。

(イ)実証期間中に手動介入箇所等の改善すべき問題点があれば、適宜対応すること。

(2) 社会受容性向上の取組

次の①～④までに掲げる業務を行うこと。

① 看板等の設置対応

走行ルート上に、自動運転車両が走行する旨の案内看板等を設置するとともに、実証実験終了後に撤去すること。また、設置において必要な官公庁手続（道路占用許可申請など）を本市と連携しながら行うこと。

看板の設置数は、20か所程度とする。なお、看板自体は本市が保有するもの（看板表面サイズ：横550×縦1,550mm）を活用可能とし、看板表面のみ変更すること。

② 試乗者の対応

試乗者の対応を行うこと。なお、試乗者向けの受付会場等を設置する場合は、事前に会場の配置図を作成のうえ、本市の承諾を得てから設置を行うこと。

③ アンケートの実施

試乗者向けのアンケート調査票を作成するとともに、アンケート結果の回収・集計・分析を行い、報告書としてとりまとめること。アンケートの内容は協議の上、決定すること。

④ その他

市民にPRできる取組について、協議の上、実施すること

(3) インフラに設置する機器との連携

国土交通省「自動運転に資する路車協調システム実証実験」の実施に必要な内容に対応すること（別紙1参照）。

インフラに設置する機器の仮設撤去及び検証費は、上記の事業で計上されているため、本件にその費用は含めないものとし、自動運転システムがこの機器からの情報を受け取り、自動運転車両が挙動する検証ができるように対応すること。また、走行データの共有等に対応すること。

(4) 業務報告書等の作成

① 実証実験の結果

実証実験の実施結果（走行概要・乗車人数・成果・課題・解決策）を報告書としてとりまとめること。成果・課題・解決策については、手動介入率や、手動介入の多い箇所とその解決策などを含めて記載すること。

② レベル4に向けた対応

レベル4対応準備として、実施した内容を報告書としてとりまとめること。

(5) 福山市レベル4モビリティ・地域コミッティの委員就任及び会議への参加

福山市レベル4モビリティ・地域コミッティの委員に就任するとともに、2、3回/年の会議に参加（オンライン可）すること。また、必要に応じて、実証実験等の資料作成及びプレゼンや質疑応答等に対応すること。

(6) その他、上記に付する一切の業務

8 執行体制

(1) 受注者は、自動運転レベル4社会実装の実績を有しており、かつ、本委託業務遂行に必要な十分な知識を有している者をプロジェクト責任者として配置すること。

(2) 各担当者の配置については、契約締結後に詳細を定め、実施体制図及び委託業務実施計画

書を作成・提出し、本市の承認を受けること。

9 納入物件等

次の資料を電子データ及び印刷物で納品すること。

	提出物	提出期限	備考
1	実施体制図	9月30日	
2	委託業務実施計画書	9月30日	
3	アンケート結果報告書	3月27日	
4	アンケートの回答データ	3月27日	
5	実証実験結果報告書	3月27日	
6	業務完了報告書	3月27日	
7	各業務の制作物	3月27日	
8	その他、協議により必要と判断したもの	3月27日	

10 本業務における留意事項

(1) 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、本市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(2) 再委託

本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。

ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。このほか、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他

- ・業務は、今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、業務の内容を変更又は縮小する場合がある。この場合において、その変更又は縮小の内容に応じて、委託契約金額を減額するものとする。
- ・委託契約金額は、交通費、宿泊費、通信費、広告宣伝費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切の概算を考慮した上で決定したものであることから、それらの費用を別途請求することはできないものとする。
- ・業務は、原則として土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間で行うこととする。ただし、受注者及び本市の協議により、これ以外とすることができる。
- ・業務は、「3 業務場所」において行うことを原則とするが、必要に応じて庁外で開催する会議等への出席や、テレビ電話等を利用したオンラインでの協議も行うことができるものとする。
- ・受注者は、電子メール等で速やかに連絡ができる体制を構築すること。
- ・受注者は、本業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要性がある場合又は執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- ・受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項のほか、本業務の公募型プロポーザルにおける企画提案書で提案をした事項やオンライン審査の質疑応答時に実施や検討を約した事項については、協議の上、委託料の範囲内で実施するものとする。

エフピコアリーナふくやま⇄福山駅前バス乗り場（9番乗り場）

ルート往復約 5.4km（矢印で示すルート）

